

主な論点事項及びスケジュール（案）

令和4年8月29日
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
虐待防止対策推進室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

主な論点事項（案）

1. 一時保護開始時の要件について

- 児童相談所等が一時保護を行う際の要件について、法令（内閣府令）に規定することとされているが、児童の安全を確実に確保することができるような要件として、今般の制度改革の趣旨や現在の一時保護の実態等も踏まえ、どのようなものが考えられるか。
- 今回新たに設定する一時保護開始時の要件について、個々の事例が要件に当てはまるか否かを児童相談所が迅速に判断するための方策としてどのようなものが考えられるか（チェックシートの導入等）。

2. 一時保護状の請求手続について

- 児童相談所等から裁判所に対して行われる一時保護状の請求に際し、裁判官による適切かつ迅速な判断につなげる必要性や、請求を行う児童相談所等の事務負担等を考慮し、請求書の様式や添付資料をどのようなものとすべきか。
- 親権者等が一時保護に同意した場合には一時保護状の請求を行う必要はないが、この親権者等の同意について、どのような方法により確認・記録を行うべきか。
- 当初得られていた親権者等の同意が撤回される場合について、どのような対応が考えられるか。
- 子どもや親権者等の意見等について、裁判官に十分に伝わるようにするため、請求時における添付書類への盛り込み方としてどのような方法が考えられるか。

主な論点事項（案）

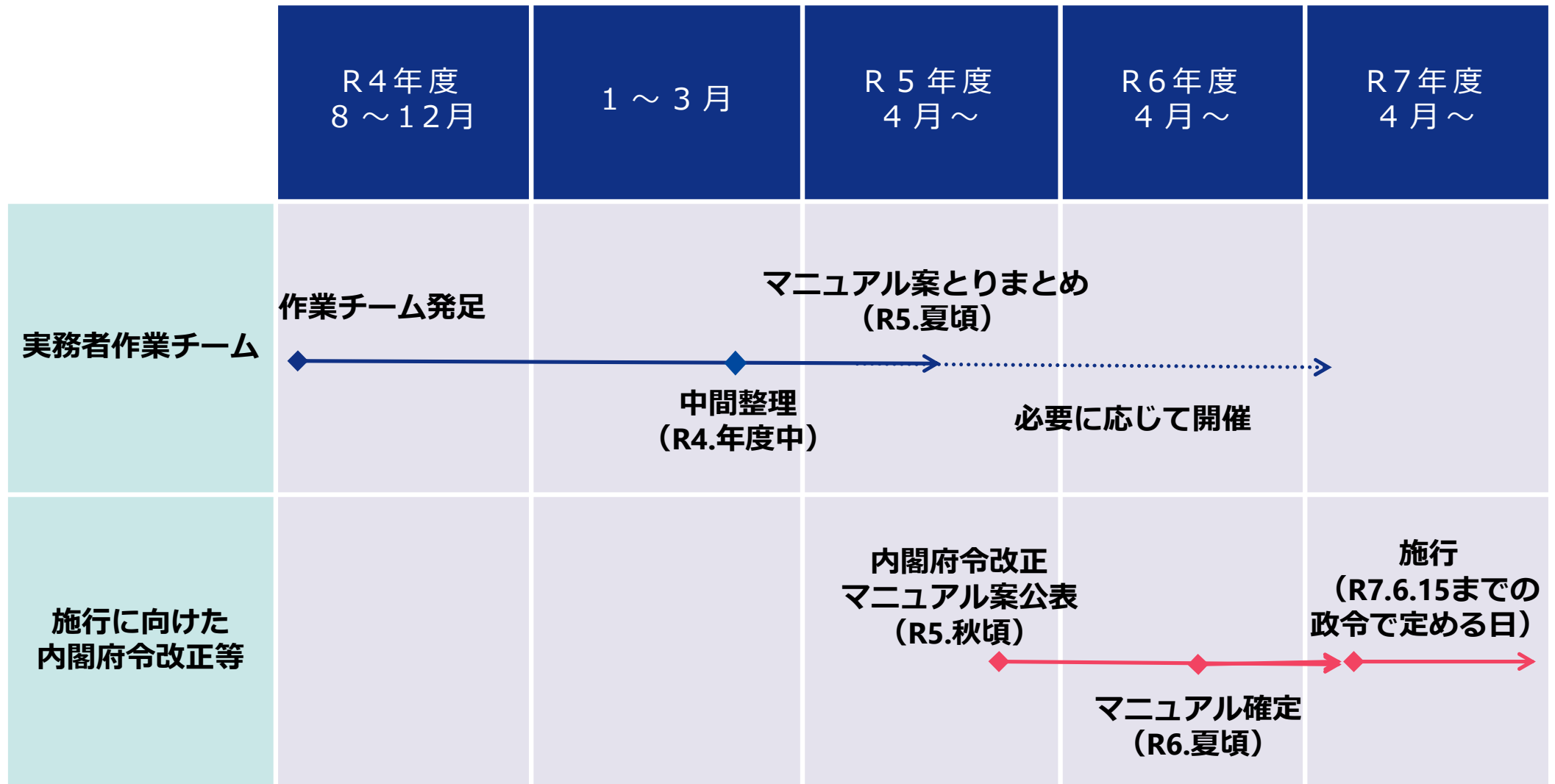
3. 不服申立について

- 児童相談所等による一時保護状の請求が裁判官によって却下された場合の不服申立について、「児童の生命又は心身に重大な危害が生じると見込まれる」場合に行うことができるとされているが、具体的な事例としてどのようなものが考えられるか。
- 不服申立手続に際し、裁判官による適切かつ迅速な判断につなげる必要性や、請求を行う児童相談所等の事務負担等を考慮し、不服申立の請求書の様式や添付資料をどのようなものとすべきか。

4. その他

- 一時保護状の発付や却下に伴う児童相談所の事務として、書面・返却書類の受領を含め、どのようなものが想定されるか。
- 一時保護状の請求が却下されたことにより一時保護を解除する場合の児童相談所における手続等についてどのように考えるか。
- 新たに導入される一時保護の司法審査に適切に対応するための児童相談所の体制強化について、どのような支援が必要か。
- 一時保護の性質上、夜間や休日、大型連休中やその前後に一時保護がなされることも想定されるが、こうした場合における対応としてどのようなものが想定されるか。

実務者作業チームのスケジュール案



※内閣府令の中で一時保護の要件を規定

実務者作業チームの今年度の開催予定

開催日程の目安	主な内容
第1回 (8月29日)	・ 議題の整理とスケジュールの確認 ・ 実態調査の設問について
第2回 (9月目途)	・ 一時保護の要件について
第3回 (10月目途)	・ 一時保護状の請求手続について
第4回 (11月目途)	・ 予備日①
第5回 (12月目途)	・ 不服申立について
第6回 (1月目途)	・ その他留意が必要な対応について (休日・夜間に一時保護がなされた場合など)
第7回 (2月目途)	・ 予備日②
第8回 (3月目途)	・ 中間整理

※ 議論が尽きない場合は、随時機動的に対応